

## 税務署から調査の連絡が来たら……

# 税務調査

# 対応のポイント

### ポイント1

予告のない突然の来院や、都合のつかない日は調査を断り、税理士・協会に相談して税務署に連絡しましょう。

### ポイント2

必ず身分証明書・検査章の提示を求めましょう。調査理由を確かめ、問題点を明らかにして対応しましょう。

### ポイント3

捜査令状のない調査は、すべて任意調査です。

### ポイント4

メモや録音をして、調査内容を確認して対応しましょう。

### ポイント5

質問には、その場で即答する必要はありません。あいまいな答弁は誤解を招きます。

### ポイント6

税務署員からの「帳簿・領収書などを持ち帰りたい」という申し出には注意しましょう。

### ポイント7

カルテは患者との信頼関係の基本です。任意調査のもとではカルテを提示する義務はありません。

### ポイント8

家族・従業員や取引先・銀行・技工所等への反面調査には、強く抗議しましょう。

### ポイント9

診療室や私室に入ったり、机の引出し、ロッカー等を勝手に調べるのは不法です。強く断りましょう。

### ポイント10

調査は必ず税理士や立会人をおいて対応しましょう。終わってから立会人・家族も含めて反省会を開きましょう。



## まずは協会にご相談を！

税務署から調査の連絡を受けたら、調査日程は税務署の指定する日は断り、顧問税理士・協会にご相談ください。署員には、「イエス」「ノー」を明快に発言して、意思を明確に示し、「なぜ」「どうして」の気持ちを忘れないでください。何でも言うとおりにせず、毅然とした態度で臨むことが大切です。

保険医協会にご相談ください。

ご相談は保険医協会・税対経営部まで

☎ 045 - 313 - 2111